

生活保護法指定医療機関（助産機関・施術機関）~~休止~~（~~休止~~）届出書

令和8年4月 1日

香川県知事 殿

届出者 住所 綾歌郡綾川町〇〇2丁目×-×
氏名 香川 太郎
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり~~休止~~（~~休止~~）したので、生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

指定医療機関等	番号	香生医 300
	名称（氏名）	香川〇〇医院
	所在地（住所）	綾歌郡綾川町〇〇2丁目×-×
休止（廃止）年月日	令和8年4月1日	
休止（廃止）の理由	医療法人に組織変更のため	
委託患者等の措置状況	新設医療法人に引継ぎ	<p>(注意事項)</p> 次の場合には廃止届と新たな指定申請書が必要となります。 ①開設者を変更した場合 ②個人⇄法人に組織変更した場合 ③法人の種類を変更した場合 ④病院⇄診療所に規模変更した場合 ⑤指定医療機関等の所在地を移転した場合
再開の見通し（休止の場合）		

(注意)

- この書類は、香川県知事あてに所在地又は住所地を所管する福祉事務所を経由して提出してください。
- この書類は、医療機関等が休止され、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
- 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。
- この届出書により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第54条の2第4項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による休止又は廃止の届出をしたこととなります。